



発行 東京都

目次

規則

告示

- 東京都身体障害者手帳に関する規則の一部を改正する規則……………(福祉保健局障害者施策推進部精神保健・医療課)……………二
- 平成二十五年度東京都補正予算の公表……………(財務局主計部議案課)……………二
- 都市計画事業の認可……………(都市整備局都市基盤部街路計画課)……………二四
- 建築基準法による道路位置の指定……………(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課)……………二四
- 建築基準法による一団地の区域の認定取消……………(都市整備局多摩建築指導事務所建築指導第二課)……………二四
- 建築基準法による一定の一団地の土地の区域……………(同)……………二四
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……………(環境局環境改善部化学物質対策課)……………二四
- 家畜伝染病予防法による家畜検査の実施……………(産業労働局農林水産部食料安全課)……………二六
- 保安林の指定施設要件の変更予定(十件)……………(産業労働局農林水産部森林課)……………二七
- 都道の区域変更……………(建設局道路管理部路政課)……………二七
- 都道(首都高速道路)の区域変更(二件)……………(同)……………二七
- 都道(首都高速道路)の供用開始……………(同)……………二七
- 公有水面埋立工事のしゅん功認可……………(港湾局港湾経営部経営課)……………二五

告示(選)

- 東京都における選挙権を有する者の総数の五十分の一の数……………二五
- 東京都における選挙権を有する者の総数のうちの八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数……………二五
- 東京都議会議員の各選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数(その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあってはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあってはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)……………二六

規則(公)

公告

- 東京都道路交通規則の一部を改正する規則……………二六
- 特定非営利活動法人の設立の認証申請……………(生活文化局都民生活部管理法人課)……………二七
- 東京体育館の休館日の変更……………(オリンピック・パラリンピック準備局スポーツ推進部調整課)……………二九
- 東京体育館の開場時間の変更……………(同)……………二九
- 駒沢オリンピック公園総合運動場の休館日……………(同)……………三〇
- 駒沢オリンピック公園総合運動場の休館日の変更……………(同)……………三〇
- 駒沢オリンピック公園総合運動場の開場時間の変更……………(同)……………三〇
- 東京武道館の開場時間の変更……………(同)……………三〇
- 東京辰巳国際水泳場の休館日の変更……………(同)……………三〇
- 東京辰巳国際水泳場の開場時間の変更……………(同)……………三〇
- 有明テニスの森公園テニス施設の開場時間の変更……………(同)……………三〇
- 若洲海浜公園ヨット訓練所の開場時間の変更……………(同)……………三〇
- 東京都障害者総合スポーツセンターの休業日の変更……………(同)……………三〇
- 東京都多摩障害者スポーツセンターの休業日の変更……………(同)……………三〇
- 争議行為の予告(二件)……………(産業労働局雇用就業部労働環境課)……………三三
- 東京都指定給水装置工事事業者の指定……………(水道局)……………三三

●東京都告示第三百四十七号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五十九条第一項の規定に基づき東京都市計画道路事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。
平成二十六年三月十九日

東京都知事 舛 添 要 一

一 施行者の名称 世田谷区

二 都市計画事業の種類及び名称 東京都市計画道路事業幹線街路補助線街路第二百十七号線

三 事業施行期間 平成二十六年三月十九日から平成三十五年三月三十一日まで

四 事業地 取用の部分

世田谷区成城一丁目、成城二丁目及び成城三丁目各地内

使用の部分

世田谷区成城三丁目地内

●東京都告示第三百四十八号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号。以下「法」という。)第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十六年三月十九日

東京都多摩建築指導事務所長

堀 江 信 之

指定に係る道

指定年月日

指定に係る道

指定に係る道路の延長及び

路の種類

路の位置

幅員(単位メートル)

法第四十二条 平成二十六 西多摩郡日の 延長
第一項第五号 年二月二十 出町大字大久 三四・二一
の規定による 六日 野字玉ノ内八 幅員
千九百九十番、 四・〇〇
八百九十一番、八百九十二番一及び
八百九十三番一の各一部、
同番一地主並 同番一地主並
びに八百九十五番の一部

●東京都告示第三百四十九号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第八十六条の五第二項の規定による認定の取消しをしたので、同条第四項の規定により告示する。
平成二十六年三月十九日

東京都多摩建築指導事務所長

堀 江 信 之

認定を取り消した一団地等の区域の地名地番及び取消年月日

認定を取り消した区域の地名地番

取消年月日

東久留米市上の原一丁目三百三十三番 平成二十六年二月二十日
二の一部、同番二十四から同番二十六 月二十日
まで、上の原二丁目三百三十三番三、
埼玉県新座市西堀一丁目千三百七十三番二及び西堀二丁目千三百八十一番一

●東京都告示第三百五十号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第八十六条

第二項の規定による認定をしたので、同条第八項の規定により一定の一団の土地の区域等をおり告示し、縦覧に供する。
平成二十六年三月十九日

東京都多摩建築指導事務所長

堀 江 信 之

一 対象区域の地名地番及び認定年月日

対象区域の地名地番 認定年月日

東久留米市上の原一丁目三百三十三 平成二十六年二月二十日
番二及び同番二十四の各一部、同番 月二十日
二十五並びに同番二十六及び上の原二丁目三百三十三番三の各一部

二 認定計画書の縦覧場所

東京都多摩建築指導事務所建築指導第二課(小平市花小金井一丁目六番二十号)

●東京都告示第三百五十一号

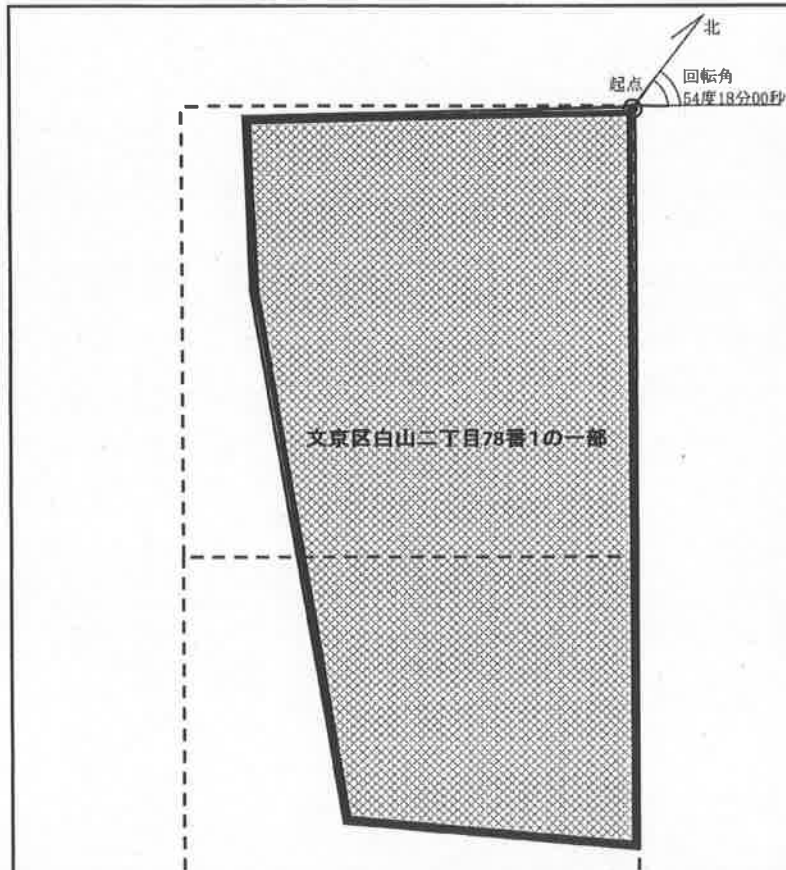
土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第六条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため当該汚染の除去、当該汚染の拡散の防止その他の措置を講ずることが必要な区域(以下「要措置区域」という。)を指定するので、同条第二項の規定により、次のとおり告示する。
平成二十六年三月十九日

東京都知事 舛 添 要 一

一 要措置区域 別図のとおり(文京区白山二丁目地内)
二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 シスー・ニージクロロエチレン、テト

三 ラクロロエチレン及びトリクロロエチレン
 当該要措置区域において講ずべき指示措置 原位置封
 じ込め又は遮水工封じ込め

別図



【凡例】

- 単位区画
- 調査対象地
- ▨ 要措置区域

【起 点】

起点は、調査対象地の最北端とする。
 (北緯35度42分58秒、東経139度44分49秒)

【格子の回転角度：54度18分00秒】

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成される格子を、起点を中心として右回りに回転させた角度を示す。